

群馬県の生活環境を保全する条例及び施行規則改正のイメージ

1 水質汚濁防止法の指定物質のうち水道水への影響が大きい化学物質（10物質）とヘキサメチレンテトラミンについて

対象物質 ホルムアルデヒド、クロロホルム、アルミニウム、塩素酸、臭素酸、マンガン、鉄、銅、亜鉛、フェノール、ヘキサメチレンテトラミン

【県環境審議会答申】

これらの11物質について、事故の未然防止と県内の使用実態の把握に重点を置いた取り組みを行うことが適当。

条例(規則)に規定する事項

- (1) 上記化学物質について、県が「管理指針」を策定し、公表する責務を規定。
- (2) 上記化学物質を年間一定量（500kg）以上取り扱う事業者は、「管理指針」を参考に、「適正管理計画」を策定し、県に届け出る義務を規定。
- (3) 上記事業者は、年間の取扱量を県に報告する義務を規定。
- (4) 上記(2)(3)について罰則は設けない。



【適正管理計画の内容】

- ・対象使用物質名(変更・廃止の際は、そのつど届出)
- ・管理組織の整備
- ・排出抑制への取り組み
- ・取扱量の記録
- ・事故時の対応 など



2 水道水への影響が大きい化学物質全般について

【県環境審議会答申】

水道水への影響が大きい化学物質の排出抑制に関する普及啓発に努めることが適当。

条例(規則)に規定する事項

水道水への影響が大きい化学物質の性状・管理の方法や環境への排出削減に対する県民の理解を深めるための普及啓発について、県の努力義務を規定。

現在56物質が規定されており、公共用水域への多量の流出など生活環境や人の健康への被害を及ぼすおそれ（水質汚濁事故）が生じた場合、事業者に対し応急の措置の実施と都道府県知事への報告が義務づけられている。

水道水への影響が大きい化学物質等

水道水質基準 50物質(項目)			ホルムアルデヒド* 前駆物質	
その他		【水質汚濁防止法】 有害物質	【水質汚濁防止法】 指定物質	
19項目	4物質	17物質	10物質	HMT 1物質
pH、一般細菌、大腸菌、ナトリウム、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジエチルシロキサン、2-メルカプトエタノール、非イオン界面活性剤、TOC、味、臭気、色度、濁度	ジブチルジメチルアミン、総トリクロロメタン、ブチルジメチルアミン、ブチルトリメチルアミン	カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、シアン、ふっ素、ほう素、四塩化炭素、ジシ-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジシロリン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	ホルムアルデヒド*、クロロホルム、アルミニウム、塩素酸、臭素酸、マンガニン、鉄、銅、亜鉛、フェノール	ヘキサメチレンテトラミン
クロ酢酸、ジクロ酢酸、トリクロ酢酸、				
<p>塩素消毒による消毒副生成物質や家庭からの生活排水、停滞水域でのプランクトン類に由来するものなど、工場・事業場等における化学物質の規制に馴染まないもの等</p> <p>今回の条例改正により 普及啓発について 県の努力義務を規定</p>	<p>【水道水源法で対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副次的生成物質による利水障害の防止が困難な地域を指定水域・指定地域として大臣指定。 ・都道府県知事は指定水域の水質保全に関する計画を策定。 ・都道府県知事は、副次的生成原因物質に係る排水基準等を定め、遵守されない時は必要な措置を勧告・命令。 ・現在、全国で指定水域は存在していない。 	<p>【水質汚濁防止法による義務】 通常時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水基準の遵守義務 ・測定義務 ・特定施設の設置の届出義務 ・地下浸透水の浸透の制限 ・施設の構造基準の遵守義務 ・施設の定期点検の実施義務 	<p>規定なし</p> <p>今回の条例改正により 届出制度等を創設する</p>	
	<p>【水質汚濁防止法による義務】 事故時の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の応急措置 ・事故発生時の都道府県への報告義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生時の応急措置 ・事故発生時の都道府県への報告義務 		

水道水が満たさなければならない基準であり、水道事業者等に検査の義務が課されている。

水質汚濁防止法の特定施設においては、pH、フェノール、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン(すべて生活環境項目)について、排水基準、測定・届出・事故時の措置が義務づけられている。